

# 独立行政法人中小企業基盤整備機構 平成19年度計画

## 1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

### (1) 政策目標に対応した機動的な組織運営

平成19年度は、効率的・効果的に業務遂行でき、かつ利用者・地域に対して一層有効な支援が可能となるよう、業務改革の継続、情報化の統一的推進を図るとともに、組織・職員間の連携を深め、メリハリのある人員配置を行うことにより、中期目標・中期計画に掲げた事業成果創出に向けた組織運営を行う。

#### 政策目標に即した効率的な組織

中小企業による地域資源を活用した事業活動の促進、地域における産業集積の活性化等の新たな政策課題や中小企業のニーズ、地域の特性、重点項目に対応した組織見直しを行うとともに、一層効率的な業務遂行、適切な人員配置に留意し、定型的業務の一部委託化も推進して、更に機動的な組織の見直しを行う。

#### 支部等の体制強化

- ・利用者との直接の接点となる支部等に全職員の5割以上を引き続き配置するとともに、これまで構築してきた支部体制について、さらに各支部別に見直し、一部の地方事務所廃止や機能強化、経済産業局等他機関との連携強化等により、地域特性、地域ニーズに効果的に対応できる体制を強化する。
- ・新たな政策課題に円滑に対応できるよう機動的な組織運営を行っていくとともに、地域における中小企業等の支援ニーズに対応した事業を的確に実施する。  
また、経済産業局等他機関との人的交流などにより支部の体制を一層充実させるとともに、利用者からはがきなどにより支援ニーズ、クレーム等を迅速・的確に把握し、ニーズに対応したきめ細やかな支援や関連の情報をワンストップで提供できる体制とし、利用者へのサービス向上を図る。
- ・中小企業大学校、事務所及び開発所を含む支部の組織・人員・施設を柔軟に活用するとともに、支部における総合調整機能を拡充し、支部に求められる機能を一層効率的・効果的に発揮し得る体制を強化する。

#### 関係機関との連携強化

中小企業・地域活性化の中核的支援機関として、経済産業局が構築する地域におけるネットワークの中で、関係機関との連携を一層強化する。特に、平成19年度においては、中小企業による地域資源を活用した事業活動の促進、地域における産業集積の活性化、事業承継等について、支援機関、地方自治体や民間機関との連携を緊密に図りながら地域特性、地域ニーズに対応した事業を的確に実施する。

#### 産業用地分譲業務の体制整備

本部と支部等とが連携して事業を進めるとともに、効率的な事業運営が行えるよう、引き続き、分譲体制の点検を適宜行う。

#### 積極的・効果的な広報活動

組織及び各事業の認知度の一層の向上を図るため、全機構的立場から外部の有識者の

意見を得つつ各種媒体の特性を有効に活用した広報活動を積極的に展開する。

## (2) 人的資源の有効活用

### 人材の活用と養成

- ・人材育成については、現場でのOJTを重視するほか、平成19年度研修方針や研修計画に基づき、業務遂行能力や専門能力の向上、人材や事業の相互理解、独立行政法人を巡る諸制度についての修得を促進し、役職員のさらなる意識改革・共有化を推進するため、キャリアパス等を踏まえ各種研修を引き続き実施する。  
特に、研修を通じたネットワークづくりや視野の拡大を図るため外部研修機関への派遣を拡充する。また、若手職員の計画的な能力開発を図るための研修を強化する。
- ・キャリアパスの定着に向けた適切な運用を行う。

### 人材の専門性・多様性の確保

- ・機構の専門人材確保のため、引き続き期限付き採用等を活用するほか、社会人採用の機会を設けることにより、専門性の高い分野に外部専門家の人材確保を行う。
- ・外部人材については、「外部人材の活用に係る基本方針(活用基本方針)」に基づき、外部人材制度委員会及び外部人材制度別小委員会の審議を踏まえつつ、外部人材の類型(常設専門家、登録専門家、常勤嘱託職員、非常勤嘱託職員)毎に、関係各事業部門との調整を図りながら、採用・管理・評価等の標準化及び適正運用を行う。

### 業務運営の効率化等による事業部門の人的資源の確保等

- ・旅費システムの新規導入や、就業管理、人事情報管理、給与計算に関するシステムの改善・刷新を図り、財務会計システムとも連動性のあるシステムを構築することにより、管理部門の事務削減と、職員が行う事務全般の簡素化、効率化を推進する。

### 業績評価の推進によるモチベーション向上

- ・平成18年度に実施した目標管理による評価結果を賞与及び昇給に反映する。また、目標管理制度の適切な運営の確立や評価スキルの一層の向上を図るため、マニュアルの改正や評価者訓練等の研修を引き続き実施する。

### ナレッジマネジメントの推進

個人情報保護に関する法令を遵守しつつ、機構内で支援先企業情報や各種専門家情報などの基礎情報の共有化を推進し、その活用を図る。また、機構の支援現場における支援ノウハウや成功事例等を機構横断的に蓄積・分析し、訴求性のある成果として定期的に公表するとともに、支援現場において活用するなどナレッジマネジメントを積極的に推進する。

## (3) 事業の企画立案プロセスの構築と事後評価の徹底

- ・事業実施にあたっては、「企画」、「実施」、「評価・検証」、「事業の再構築等」という事業評価プロセスにより、経営環境変化に対応した迅速な事業の改善見直しを行うとともに、新政策課題に対応した事業を的確に実施する。
- ・利用者と直接の接点となる支部などを通じて支援ニーズや意見を把握し、事業の改善

や見直しを行うとともに、新事業の企画立案にフィードバックする。

- ・顧客・地域のニーズに対応した支部提案型の事業等に対して、メリハリをつけた機動的な予算配分を実施する。

#### (4) 業務全般の効率化

- ・業務を効率的に実施することなどにより、一般管理費(退職手当を除く)については、特殊法人時の最終年度と中期目標期間中の最終年度とを比較して30%程度削減することを目指して抑制する。
- ・運営費交付金により行う事業については、特殊法人時のそれに相当する補助金を充当して行う事業に比して年1%程度の経費削減を行う。平成18年度の新たな運営費交付金充当事業についても年1%程度の経費削減を行う。
- ・行政改革の重要方針(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、人件費について、平成17年度と平成19年度を比較して2%以上の削減を行う。また、国家公務員の給与構造改革を踏まえて、役職員の給与について必要な見直しを進める。
- ・各部門の業績評価結果を踏まえ、事業運営方法の見直しや予算の重点配分を適宜行う。
- ・研修受講料や専門家派遣に係る受益者負担分については、業務内容に対する利用者の満足度を高めつつ、前年度に引き続き適宜見直しを検討する。
- ・利用者の利便性向上、業務の効率化、情報の共有化等を図るため、システム監査結果等を踏まえた「業務・システム最適化計画」を策定する。
- ・業務効率化の一層の推進を図るため、旅費システムの新規導入や、就業管理、人事情報管理、給与計算に関するシステムの改善・刷新を図り、財務会計システムとも連動性のあるシステムを構築する。
- ・情報システム全体の基本方針の明確化や情報セキュリティ確保、業務効率化、情報共有化に不可欠な規程類の整備・普及を積極的に進める。
- ・なお、個人情報保護法に対する的確な対応については、引き続き法令遵守に遺漏がない組織運営・業務運営を推進する。

## 2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

### (1) 創業、既存企業の新事業展開の促進

平成19年度は、中期目標及び中期計画の達成に向け、各支部における支援メニューの充実を図るとともに、本部支部間及び支援機関との連携体制を強化する。

- ・創業・ベンチャー企業を生み出す風土づくり及び企業活動の活性化のため、模範となる起業家等の顕彰及び地域モデル事業としてアントレプレナーシップの醸成事業を実施する。
- ・産学官連携という新たな視点から支援機関のネットワーク形成を図るとともに、機構内の支援施策の横断的連携により、中小企業の新事業、医農工連携事業等を支援する。

#### 民間機関等による新事業支援の促進

- ・経済産業局、都道府県、支援センター等の公的機関との施策情報の共有化やイベント開催協力など連携体制の構築を進めるほか、特にキャピタル、金融機関、TLO、大企業、証券市場などの民間機関に対する支援情報の提供や相互連携等により新事業展開のためのネットワーク構築に引き続き取り組む。
- ・創業、新事業展開等を支援するファンド事業においては、「大学連携型」、「産業育成型」に加え、中小企業の事業承継の円滑化や中小企業の海外事業展開を支援する政策意義の高いファンドの組成に積極的に取り組むとともに、組成後のフォローアップに注力し、適時、適切な対応を通じて健全な事業運営を行う。
- ・事業目的を踏まえた適切な事業運営、事業成果の向上を図るため、外部有識者によるファンド事業評価の検討会を行い、適正な管理、事業評価の仕組みづくりをし、適時適切な支援を通じて健全な事業運営に取り組む。
- ・特に「ベンチャーファンド」事業については、投資実績、回収状況等ファンドの活動状況を一元的に管理し、成果が未実現のファンドについては、外部専門家（登録アドバイザー）等を活用したモニタリング等を実施し、ファンド運営者との十分な連携のもと、クローズに向けた対応策等を検討する。
- ・ファンド運営者との意見交換、情報交換の場を通じて、機構支援ツール及び機構の支援先企業に関する情報を共有し、事業効果の拡大を目指す。
- ・大学等技術移転促進法に基づく債務保証制度に関する広報を行い、支援内容等について情報提供を行う。
- ・債務保証の申し込みについては、標準審査期間100日以内に諾否を決定する案件の割合を80%以上とする。

#### 新事業展開の実現のための踏み込んだ経営支援

##### 1) 継続的な支援体制の構築

- ・支援内容の高度化、専門化ニーズに対応するため、分野別の専門家の充実を図る。特に、ハンズオン支援件数の増加や販路開拓支援の円滑な実施等に対応するための支援専門家の体制の充実を図る。
- ・専門家の支援能力を向上させるための研修（支援ツール修得研修、支援事例研究等）を実施するほか、外部人材制度による専門家の評価を実施し、透明性の高い評価の仕組みを確立する。
- ・支援先データの整備、蓄積を行い、支援により成長した企業の成功要因や支援の課題等を把握することにより支援成果を分析、評価し、支援プロセスの改善に反映するほか、機構内で共有・活用できる体制づくりを進める。
- ・中小企業新事業活動促進法に基づく債務保証制度に関する広報を行い、支援内容等について情報提供を行う。
- ・債務保証の申し込みについては、標準審査期間100日以内に諾否を決定する案件の割合を80%以上とする。

## 2) ニーズに応じた施策の提供

### )事業化のための個別の経営課題の解決支援

- ・新事業展開の実現に向けた経営課題の解決のために、プロジェクトマネージャー等を配置し、機構が提供する様々な支援ツール(事業化助成、専門家派遣、販路開拓、各種マッチング等)を適時、適切に提供するなど総合的に支援する。
- ・専門家派遣については、課題解決率80%の向上を目指し、機構の各種支援事業や他の支援機関との連携を図ることにより、対応できる経営課題分野について一層の充実を図る。
- ・新連携支援地域戦略会議事業については、成功事例を発信する等して啓蒙・普及を図るとともに、中小企業新事業活動促進法の認定案件の発掘から事業化までを強力に支援する。
- ・事業化に係る経費を機構が助成する「事業化支援事業」については、支援後2年経過時点の事業化率50%以上の達成を目指し、的確な審査及び進捗管理並びに市場化等の経営課題解決に向け効果的なハンズオン支援を行う。また、既助成対象企業に対してフォローアップを行い支援の効果を把握するとともに成功事例集等で情報の発信に努める。なお、実用化に係る経費を経済産業局が補助する「実用化研究開発事業」について、中小企業庁・経済産業局の審査及び補助対象企業に対する経営課題の解決の支援を行う。
- ・モノ作り支援については、中小企業がモノ作り基盤技術の高度化に向けて行う研究開発を支援する。また、業界団体その他関係機関と連携し、人材育成、知財活用、資金調達等、中小モノ作り企業に重要な課題について情報提供を行う。

### )インキュベーション施設の整備とインキュベーション・マネージャーによる支援

- ・大学、地方公共団体及び他の支援機関並びに地域中小企業等との人的交流及びネットワークを確立し、支援サービスの向上を図る。
- ・中期計画の終了時における卒業企業率3割を目指して、機構が整備・管理するインキュベーション施設において、インキュベーション・マネージャー等による入居者への総合的な支援体制を構築し、入居者のニーズに即した効果的な支援活動を実施する。また、施設管理等についてアウトソーシングを図り、より効率的な運営を行う。
- ・地域のビジネスインキュベーションネットワークの構築を図り、その中核機関として、適切な情報発信を行う。また、機構以外の主体が整備するインキュベーション施設についても、要請に応じてインキュベーション・マネージャーを派遣し支援を行う。
- ・インキュベーション事業を通じて、地域経済活性化に携わる人材を育成する。
- ・平成18年度事業対象施設(新事業創出型事業施設3ヶ所(和光、船橋、茨木)及び大学連携型起業家育成施設3ヶ所(東北大、千葉大、長崎3大学)をオープンさせ、入居者支援活動を開始する。その際、地方自治体等の協力のもと、オープン時での入居者の確保に注力する。
- ・平成19年度事業対象施設については、大学連携型起業家育成施設3ヶ所(北海道大、農工大、岡山大)の整備に着手し、スケジュールに従い着実に工事を進める。
- ・平成19年度におけるインキュベーション施設の平均稼働率(入居率)については、平成15年度実績(88.7%)を上回ることを目標とする。

)人材、資金等経営資源及び市場とのマッチング機会の提供

中小・ベンチャー企業に対して、以下のマッチング機会の提供を行う。事業の実施に当たっては、有望な発表者・出展者及びマッチング目的に合致した来場者の募集を行うとともに、ビジネスプランのブラッシュアップ、出展企業に対してマッチング効果を高めるためのセミナーやアドバイス、さらには事後のフォローアップを強化することにより、1年以内に商談等具体的交渉やマッチングに至った割合を30%以上とすることを旨とする。

・販路拡大及び業務提携先とのマッチング事業

ベンチャー企業が開発した試作品、製品及びサービス等を一堂に展示・紹介し、事業提携先の獲得や販路開拓等のマッチングを図る全国規模の「ベンチャーフェア」を開催する。また、経営の革新に取り組む中小企業等が開発した、優れた製品、技術、ビジネスモデル等とのマッチングを図る全国規模の「中小企業総合展」を東京と大阪で開催する。

・資金提供者とのマッチング事業

中小・ベンチャー企業が投資家等に対し具体的なビジネスプランのプレゼンテーションを行い資金調達等のマッチングを図る「ベンチャープラザ」等を実施する。

・大学との連携事業

中小企業の技術ニーズに基づき、大学等に所属する研究者と中小企業等との技術交流をより直接的に促進し共同研究を可能とする機会を創出する。

地域の特性に応じた重点的な事業の実施

- ・ 事業実施に際しては、各地域における支援体制づくりを併せて推進していく。そのため各支部は、地方銀行、信用金庫などの金融機関、大学、産総研、公設試、高専などの教育技術研究機関、経済産業局、都道府県、各支援センター、商工団体など公的支援機関との情報交換・人材交流・相互事業協力等の強化を通じて、地域の産業構造、技術シーズ等の特性に応じた適切な支援を行い、地域経済活性化を促進する。特に、経済産業局等が取り組んでいる産業クラスター計画の実施については、機構の持つ様々な支援ツールを活用しつつ、経済産業局の各種施策に協力・連携する。
- ・ インキュベーション事業等については、大学や地元支援機関等から必要な協力を得て適切な事業運営を図る等、地方自治体の取り組みとの連携を強化する。

## (2) 経営基盤の強化

経営者等の知見の充実

### 1) 実践的な研修の実施

)成長志向型研修及び課題解決型研修等の充実

- ・ これから成長していこうとする企業に対し中小企業政策と密接に連携した重要課題を研修テーマとする研修(成長志向型研修)を実施するとともに、自動車関連産業等モノ作り企業支援に関する研修、知的財産の活用に関する研修なども企画し実施する。

- ・財務・管理会計の必要性の普及と理解を目指す「中小企業会計啓発・普及セミナー」については、「税制改正」の動きや「実務的な内容」の追加などの見直しを行いながら継続実施する。
- ・また、中小企業者が当面する経営課題の対応策、解決を促進するための研修（課題解決型研修）を充実する。研修の実施にあたっては、企業の個々の問題解決や課題達成に資することを目的に、グループによるディスカッションや講師による指導などによる“気づき”を促すカリキュラムを策定し、受講者の「役立ち度」の向上に努める。
- ・さらに、個別企業や業界団体へのオーダーメイド型研修、民間機関の中小企業支援能力の向上を目的とした「地域金融機関等職員研修」、税理士や公認会計士向けの「中小企業の経営計画策定を支援する研修」などを各地域のニーズに応じて企画し実施する。
- ・そのほか中小企業の事業承継の円滑化に資することを目的に支援実務家向けに「事業承継に関する知識を付与する研修」を実施する。
- ・受講者に対して「役立ち度」に関する調査を実施し、4段階評価において上位2段階の割合を80%以上とする。さらに事業効果の把握と受講者及び派遣企業の役立ち度の向上を図るため、受講後半年程度の期間において中・長期研修のフォロー調査を行う。

）大学（院）等との連携

- ・大学（院）等と連携し、中小企業者向け研修に係るプログラムの共同開発および共同運営により、研修実施ノウハウを蓄積し研修内容の質的向上を図る。

## 2) 利用者の利便性の向上、施設の有効活用

）市場化テストの試行

平成18年度に開始した市場化テスト（モデル事業）に係る中間評価及びモニタリングを徹底し、民間の創意工夫を尊重しながらも良質な研修を提供するよう努める。

）校外研修の拡充

これまで中小企業大学校の施設内で実施してきた研修を大幅に校外で実施することにより利便性の向上を図るとともに、関係機関との連携や地域特性を活かした校外研修を積極的に拡充する。

）受講料の設定

受講料の設定については、市場化テストへの対応、研修コスト、受講者の負担能力、政策上の要請の有無などを総合的に勘案し適切な設定を行う。

）中小企業大学校施設の有効活用

中小企業大学校施設は研修の用に供することを主目的としつつ、地域の支援機関、企業、自治体等に開放して、施設の有効活用を図る。

経営資源に関する情報の提供、助言を行う相談体制の整備

### 1) 経営資源等に関する情報の蓄積と提供

)わかりやすく課題解決に有効な支援情報の提供等

- ・中小企業支援機関等が保有する情報を一元的に検索できるポータルサイトとして、中小企業ビジネス支援検索サイト(J-Net21)を整備・運営する。また、J-Net21の機能を高めるため、既存コンテンツを評価・見直し・改善するとともに、新規コンテンツの企画、評価、作成や施策情報の充実等を進めるとともに、民間のノウハウを活用し、情報提供能力の増大を図る。
- ・本中期計画満了時において年間1100万件以上というアクセス数目標を踏まえ、平成19年度の目標アクセス数を1100万件とする。
- ・さらに、メールマガジンの配信により支援情報の提供を引き続き推進する。
- ・中小企業施策全般について効果的に周知させるため、各種媒体(J-Net21、中小企業振興、ホームページ等)、イベント(ベンチャーフェア、ベンチャープラザ等)を有効的に活用するとともに、関係機関と連携をした広報・情報提供を行う。
- ・中小企業の景気動向を産業別・地域別に調査する「中小企業景況調査」を実施し、その調査結果をインターネット等を通じて提供する。  
調査にあたっては、調査の内容、手法、公表の形態等のあり方について継続的に検討し内容の充実に努める。

)中小企業のニーズに対応した特定課題に関する情報提供・助言等

- ・実務経験の豊富な大企業等のOB人材を派遣するほか、国際化、物流、IT等、中小企業のニーズが高い分野について、セミナー、相談・アドバイス等による情報提供・経営支援を行い、利用者に対して「役立ち度」に関する調査を実施し、4段階評価において上位2段階の評価を得る割合を80%以上とする。
- ・事業承継の円滑化支援については、引き続き事業承継協議会における検討を進める。各支部に事業承継コーディネーターを配置して「事業承継支援ネットワーク」を構築するとともに、実務家向けセミナーやシンポジウムの開催を通じて普及・啓発を図る。
- ・知的資産経営については、シンポジウムの開催等を通じて「知的資産経営マニュアル」の普及・啓発を図る。
- ・中小企業の知財戦略、知財活用について、普及・啓発を図る。また、地域における知財戦略支援人材の育成を図るため、知財戦略マニュアルの作成、地域における支援人材の実態調査、支援事例の蓄積等の事業を実施する。
- ・サービス産業支援については、国の支援策の検討状況を踏まえつつ、サービス産業の実態と支援ニーズの把握に努め、中小サービス業の育成、発展、生産性向上のための適切な支援のあり方について検討する。
- ・中小企業の国際化については、国内産業を高度化していく変革プロセスの一環として位置付けられるため、専門家による助言・相談、ワークショップの開催等により、個々の中小企業が経営課題として抱える海外事業展開の円滑化を支援する。
- ・また、経済連携協定(EPA)を含む国際化の一層の進展、東アジア経済圏構想の進展、中小企業分野における経済協力・技術協力に関するニーズの増大等の環境変化を踏まえ、国やJETRO、JICA等他の支援機関等との連携を深めつつ、積極的な情報収集体制の強化を含め海外における事業環境整備に関する協力を進める。
- ・OECD東京会合への対応、ISBCバンコク大会への支援を中心に、マルチの場を



活用して、海外の中小企業支援機関との交流を図ることにより、我が国及び海外における施策情報の交換を積極的に行う。また、我が国中小企業が進出している海外現地の事業環境整備に資する観点から、東アジア等の海外協力機関との交流も推進する。これらの事業活動により得られた情報については、ホームページ等により、分かりやすい情報提供を行う。

- ・川上中小企業と川下製造業者等のネットワークの構築を図るため、フォーラム、交流会、展示会等を実施する。
- ・本部部門は支部をバックアップする体制を強化し、支部を通じて得られた支援ニーズを事業等にスピーディに反映させる。

## 2) ワンストップ相談機能

）中小企業・ベンチャー総合支援センターの窓口相談等の拡充

窓口相談、なんでも相談ホットラインについては、引き続きその利便性向上に努める。本部・支部間との連携に加え、都道府県等支援センター、地域中小企業支援センター、市町村などの地方自治体等との連携を強化し、出張相談を実施すること等により、相談件数を平成15年度実績に対し43%程度増加させることを目指す。

）施策情報提供の一体的実施

相談事業の実施にあたっては、機構が実施する施策情報を提供するほか、国及びその関係機関が実施する施策や、地方自治体及びその関係機関が実施する施策情報を併せて提供するなど一体的な施策情報提供を行う。

）3類型支援センターとの連携

プロジェクトマネージャーを中心とした全国会議、支部単位でのブロック会議などを実施し、実務的な連携のあり方や支援能力向上のための情報の共有化を推進する。また、全国9つの支部支援センターがブロック内における中小企業支援体制の結節点となって、ブロック会議の開催等により成功事例等の共有化を進めるとともに、都道府県等支援センター、地域中小企業支援センター及びその他中小企業支援機関と連携を図り、支援事業をサポートする。

## 3) 中小企業支援機関職員等に対する研修

- ・地域資源活用事業支援研修、事業再生支援専門家研修、中心市街地活性化支援研修など施策との連携を深めた研修を企画し実施する。
- ・支援機関の人材育成ニーズに対応した研修やオーダーメイド型研修を企画し実施することにより、支援能力の強化を図る。
- ・受講者に対して「役立ち度」に関する調査を実施し、4段階評価において上位2段階の評価を得る割合を80%以上とする。

地域産業集積の形成、中心市街地の活性化等

## 1) 連携・集積等のための施設の整備及び活用(高度化融資事業等)

- ) 助言・診断と一体となった施設整備の資金支援等
- ・ 業界団体、登録アドバイザー等の専門家の活用、各支部との連携等により、高度化事業に対するニーズの把握を引き続き推進する。高度化事業に対するニーズがある先については、積極的に制度説明会等を行うとともに、計画の推進に向けた診断・助言や専門家派遣を行うことにより、施設の整備や既存施設のリニューアルに係るニーズに対し、的確な対応を行う。  
また、貸付後においては、運営診断や専門家派遣を積極的に実施する。
  - ・ このような支援を通じ、貸付後原則として3ケ年を経過した利用者に対する事業実施目標の達成状況に関する調査において、4段階評価における上位2段階の評価を得る割合を80%以上とする。
  - ・ 特定産業集積の活性化に関する臨時措置法に基づき整備した貸工場等の賃貸事業については、各支部において、地方自治体等の協力のもと、入居者の確保に努めるとともに、施設の適切な管理・運営を行い、入居者のニーズに応じた適切な支援活動等を実施する。特に、テクノフロンティア四日市については、地方自治体との緊密な協力関係を一層強固なものとし、入居率の向上に注力する。
  - ・ 平成19年度における貸工場等の平均稼働率(入居率)については、90%程度を達成することを目標とする。
  - ・ また、入居企業等の意向により譲渡を可能とする制度設計を行い、譲渡の具体化に取り組む。
  - ・ 地域における産業集積の形成及び活性化のため、地方公共団体等と連携し、企業立地促進に資するための情報提供・助言等を実施する。また、企業立地の促進等に資する施設について、企業ニーズや地方公共団体の意向を把握し、事業可能性についての検討を行う。

) 高度化制度運営における改善

- ・ より使いやすい制度への改善検討等  
既に改善した内容について地方公共団体及び中小企業に向けてより一層の制度普及を図るとともに、中小企業のニーズの変化に即した更なる改善に取り組む。  
また、貸付けに係る事務手続きの簡素化を進める。
- ・ 利用者の経営状況の把握  
高度化資金利用者の決算書等の経営データについて、引き続き、都道府県等を通じて収集し、整理・分析を行うとともに、外部専門家による巡回調査等を活用し、利用者の経営状況の把握を行う。  
また、経営改善が必要とされる利用者に対して、都道府県等と連携して、運営診断及び事後助言の実施や外部専門家の派遣による支援を行う。
- ・ 不良債権削減の促進及び債権管理業務の充実  
平成18年度に制定した「都道府県の債権管理に関する対応指針」に沿い「正常償還先」と「正常償還先以外」に分類して債権管理を行い、さらに「正常償還先以外」については、「事業再生を支援していく先」と「回収処理を進めていく先」に分類し、後者については、担保物件の処分、連帯保証人への請求等により遅滞なく不良債権処理を進めていく。  
また、都道府県との協力体制を強化しつつ、債権管理研究会並びに債権管理アドバイザー及び調査・アドバイザー業務の一層の充実を図るとともに、都道府県の回収委託業務への支援事業を新たに実施する。

) 産業用地の活用

- ・分譲状況や周辺の取引状況等も踏まえ、団地ごとに分譲価格の見直しを行う。
- ・小区画のニーズについて、可能な限り柔軟に対応する。
- ・賃貸制度のPR、積極的活用等による企業誘致を展開する。
- ・地域の産業集積を図るプロジェクトや、環境、エネルギー、その他公共公益系施設に係る用地需要等について、引き続き、調査・検討を進める。
- ・産業用地ごとの販売方針を見直し、分譲促進を図る。
- ・平成19年度は、地域産業集積の活性化、新事業創出の促進のために整備した産業用地について、12haの利活用を図る。

2) 中心市街地等における商業機能等強化支援

- ・市町村又は中心市街地活性化協議会等が行う中心市街地活性化の取り組みを支援するため、各支部と連携しハード・ソフトの両面にわたる総合的な診断・サポートを行い、商業機能及びマネジメント能力の向上を支援する。特に、中心市街地活性化協議会等に対し職員や外部専門家を派遣し、基本計画、特定民間中心市街地活性化事業計画等に関して地域住民のニーズ、組織・運営体制、都市機能における位置づけ等の観点からヒアリング・調査や必要な助言等を行う。

また、中心市街地活性化を支援するため、経済産業局、地方自治体、関係団体等との連携を推進しつつ、中心市街地活性化を推進する人材の育成等を行う。

- ・商店街等や中心市街地が抱える経営課題及び組織運営の課題の解決を支援するため、商店街組合、中心市街地活性化協議会等に対して、外部専門家を派遣し、適切な助言等を行う。

これら専門家派遣事業の利用者に対して「役立ち度」に関する調査を実施し、4段階評価において上位2段階の評価を得る割合を80%以上とする。

- ・中心市街地活性化法に基づく債務保証制度については、地方公共団体等の担当部署及び商業開発を担う民間企業等に事業構想の初期段階での情報提供に努める。
- ・債務保証の申し込みについては、標準審査期間100日以内に諾否を決定する案件の割合を80%以上とする。
- ・整備済賃貸施設等に関しては、個別地方自治体における中心市街地活性化基本計画の具体的進捗等の把握や関係団体等とのネットワークの構築を通じて、機構の中心市街地活性化に資する施設等の適切な管理運営を行うとともに、施設等の積極的活用を図るための提案等を行う。

3) 地域資源を活用した取り組みへの支援

- ・中小企業による地域資源を活用した新たな取り組みを創出するためのコーディネート活動や地域資源を活用した商品等の販路開拓への支援及び地域の活性化を推進する人材育成への支援等を行う。
- ・地域の資源を活用して新製品・新サービスの開発に取り組む中小企業等の相談に応じ、市場調査、商品企画、販路開拓、事業性の評価等のハンズオン支援を行う。
- ・地域中小企業応援ファンドを創設し、都道府県や地域金融機関等と一体となって、地域の知恵と工夫を活かしつつ、地域中小企業の成長段階に応じた資金支援を行う。

### (3) 経営環境の変化への対応の円滑化

#### 再生支援の促進

##### 1) 中小企業再生支援協議会への情報提供等

- ・各都道府県に設置されている中小企業再生支援協議会の活動を支援するため、地域で不足している再生支援専門家の派遣、各協議会への助言・指導、再生支援に携わる専門家等を対象としたセミナー・研修の実施、活動実績・事例の収集・分析結果のフィードバック等を行う。
- ・産業活力再生特別措置法に基づく債務保証制度に関する情報提供を行い、活用の促進を図る。
- ・債務保証の申し込みについては、標準審査期間100日以内に諾否を決定する案件の割合を80%以上とする。

##### 2) 再生ファンドの組成促進

- ・経済産業局、都道府県、中小企業再生支援協議会等との連携のもと、地域金融機関やファンド運営会社に対して制度説明を行うとともに、先進事例に関する情報も提供することにより、ファンド組成を促進する。また、ファンド出資に係る審査、契約、出資金払込等の手続きに関する事務処理について迅速な対応を図るとともに、審査ノウハウの向上に努め、出資金を毀損するおそれの低いGPの選定を行うこととする。既存ファンドについては、各ファンドの抱えている課題、問題点を早期に把握し、関係機関との連携のもと問題点の早期解決を図る。また、ファンドの投資委委員会へのオブザーバーとしての参加をはじめ、半期ごとにGPから提出される業務執行状況報告書やファンドの運営状況に関する監査報告書等の確認等を通じて、ファンドの適正な運営に関するモニタリングを徹底するとともに、投資事例等の情報収集、事例分析を行い、有効な情報の蓄積を図る。さらに、投資実行の遅れているファンドに対するフォローや機構で実施している専門家派遣事業等とおして更なる支援・フォローアップの充実を図る。

#### 小規模企業共済制度及び中小企業倒産防止共済制度の確実な運営

##### 1) 資産の運用管理

- ・小規模企業共済制度においては、資産運用の目標、基本ポートフォリオ等を定めた資産運用の基本方針に基づき、安全性と効率性に留意した運用を実施し、累積欠損金の縮減を図り資産の健全化に努める。  
また、運用実績について基本方針に沿った運用が行われているかの外部評価を受けるとともに、直近の経済予測に基づく基本ポートフォリオの検証を行い、その結果を今後の資産運用に反映させる。
- ・中小企業倒産防止共済制度は、中長期的に財政収支の安定化を図るため3年間(平成17年~平成19年)で回収率3%アップを目標に、今までの各種回収策の定着化を図るとともに、引き続き着実なモニタリングを実施する。
- ・平成18年度に引き続き契約者が共済制度の運営状況を的確に把握できるように、資

産の運用状況等をインターネットや加入者に対する広報誌等を通じて積極的に公開する。

## 2) 加入促進対策の効果的な実施

・平成19年度はこれまでの取り組みの一層の強化と新たな取り組みにより、目標達成に向け加入増に努める。

### < 両共済制度共通 >

- ・制度の一層の普及を図るため、パンフレット・ポスター等の広報資料を関係機関に配布し、関係機関の窓口確実に備え付けられるよう周知・徹底を図るとともに、委託機関、地方自治体及び業界団体等の機関誌（紙）等への広告掲載・記事掲載依頼、全国紙、地方紙、業界紙、ラジオ及びインターネット等のマスメディアを活用した広報活動、機構他事業部門や関係機関との連携による他事業のユーザーに対する制度説明・広報資料の配布を実施するなど、よりきめ細かな広報活動を展開する。
- ・関係機関からの情報等に基づき、加入促進が期待できる業種別団体等について業務委託化を更に推進し、新たなチャンネルの拡大を図るとともに、業務委託機関に対し、機関別の制度の利用実績データを示す等、効果を打ち出した加入促進を推進する。
- ・10月及び11月に全国規模で集中的な加入促進運動を展開する「全国加入促進強調月間運動」を実施する。

### < 小規模企業共済制度 >

「モデル都道府県運動」、「都市部運動」、「確定申告期運動」、「モデル代理店運動」等の特別運動を積極的に展開する他、以下のような強化策を実施する。

- ・支部の加入促進体制の強化  
支部におけるトップセールスの推進、支部他事業部門との連携の一層の強化などにより、加入促進体制を強化する。
- ・業種別・地域別団体等を通じた普及の一層の推進  
加入率が低く、加入対象者が多い団体をピックアップし、これら団体の機関誌への広告・記事掲載、専用チラシの提供等、制度普及を一層推進する。
- ・新たなチャンネルの開拓  
小規模企業者との間に営業チャンネルを有している民間企業への業務委託化を図り、その広範なチャンネルを活用した加入促進を実施する。
- ・業務委託機関担当者等に対する研修の充実  
業務委託機関、全国商工三団体、金融機関協会等の協力により、個別又はブロック単位ごとの研修を充実・強化する。

### < 中小企業倒産防止共済制度 >

「全都道府県運動」、「特定地域運動」、「加入推進団体・代理店制度」等の特別運動や愛称「経営セーフティ共済」をより前面に打ち出した広報活動を積極的に展開する他、以下のような強化策を実施する。

- ・支部の加入促進体制の強化  
支部におけるトップセールスの推進、支部他事業部門との連携の一層の強化、地元自治体・マスコミとの関係強化などにより、加入促進体制を強化する。
- ・加入推進団体・代理店制度の強化  
加入実績に応じ手数料を優遇する「加入推進団体・代理店制度」を展開し、実施体制

を強化する。

- ・新たなチャネルの開拓  
中小企業者との間に営業チャネルを有している民間企業への業務委託化を図り、その広範なチャネルを活用した加入促進を実施する。
- ・業務委託機関担当者等に対する研修の充実  
業務委託機関、全国商工三団体、金融機関協会等の協力による、個別又はブロック単位ごとの研修を充実・強化する。
- ・これら活動により、平成19年度における加入目標を、小規模企業共済95,000件、中小企業倒産防止共済20,000件とする。

### 3) 契約者サービスの向上

- ・加入者に「簡易」「迅速」「丁寧」「満足」を提供できるような加入から脱退までの手続き・サービス等を体系的に見直し、以下のような契約者サービスの一層の推進を図る。

）各種手続きの簡素・迅速化

- ・各種事務処理業務について着実に実行するとともに、手続きの簡素化、迅速化について更に検討する。  
また、小規模共済の給付事務については、これまでの週1回払いから週複数回払いを実施し、契約者サービスの向上に努める。
- ・中小企業倒産防止共済制度においては、貸付審査事務の効率化等により審査期間の短縮化に努め、共済金貸付に係る処理期間については、前年度に引き続き18日以内で貸付けが行われる案件の割合を80%以上とし、更なる処理期間の短縮化に務める。

）契約者相談窓口機能の向上

- ・契約者等からの相談等に対する確かな情報提供を行い、より質の高い契約者サービスを提供できるよう更なる改善を行う。
- ・ニーズ・クレーム相談処理体制の充実  
顧客ニーズを吸い上げ、制度改善、業務改善につなげる仕組みを強化する。

）支援機関との連携

- ・支援機関等と連携した加入の促進においては、共済制度以外の各種施策のPRも積極的に実施する。  
また、共済加入者広報や広報資料等の媒体を両共済制度以外の中小企業施策を周知・普及するための広報ツールとしても活用する。

業務の効率化

- ・共済業務の合理化と効率化を推進するため、適切な監督の下に外部専門事業者等を活用することによりアウトソーシングを進めるとともに安定稼動に務める。
- ・共済業務・システムに係る刷新可能性調査を実施し、「業務・システム最適化計画」を策定する。

災害時における迅速な対応

災害時においては被災中小企業の速やかな回復に向けて専用相談窓口を設置するな

どの支援体制を迅速に整備するとともに、災害高度化融資や小規模企業共済の傷病災害時貸付などを含めた支援策を総合的に実施していく等、関係機関との連携を密にし、被災中小企業に対し迅速な対応を図る。

#### (4) 施策情報の提供機能の充実

施策情報のわかりやすい提供方法の充実

- ・ 中小企業支援機関等が保有する情報を一元的に検索できるポータルサイトである「J-Net21」において、中小企業者からのニーズの高い資金等の施策情報、施策活用事例及び逆引き(目的別)Q & A方式による施策情報等に関する内容を充実するほか、地方自治体等が独自に実施する施策情報も引き続き提供する。また、中小企業施策をわかりやすく提供するため民間のノウハウの活用を図る。
- ・ 新たな施策情報について、コンテンツの充実を図るとともに、J-Net21上での施策の普及に努める。
- ・ 「J-Net21」の多彩な膨大な情報を利用者が適切に利用できるようナビゲーション機能および検索機能などをさらに工夫する。
- ・ 中小企業施策全般について効果的に周知させるため、各種媒体(J-Net21、中小企業振興、ホームページ等)、イベント(ベンチャーフェア、ベンチャープラザ等)を有効的に活用するとともに、関係機関と連携をした広報を行う。

施策情報に詳しい相談人材の育成促進

平成18年度に開発した営業ハンドブックの効果的活用を図れるための研修や施策情報提供のための研修等を実施し、窓口相談の質的向上を図る。

相談窓口における施策情報提供

窓口相談を通じて、経営課題の解決に有効な施策情報をあわせて提供するとともに、課題解決の促進を図るため、窓口相談における施策情報提供の実績等を分析し、有効な施策情報提供手法について検討を進め、その成果を窓口相談機能の強化に活用する。

施策情報を提供する機関との連携等

- ・ 各支部は、引き続き、地方自治体等の公的支援機関や金融機関等の民間機関との連携を深め、各種のイベントでの相談コーナーの設置、施策セミナーなどを積極的に実施するとともに、金融機関等の民間機関が事業者に対して的確な施策情報を幅広く提供できるよう、大学校における研修のほか、相談会・説明会など施策情報提供の場を積極的に設ける。
- ・ また、本部においては、施策情報を適切に収集・整理し、各支部に伝達する。
- ・ 各支部は地域に構築した人的ネットワークを活用して、関係機関の有する情報を収集・整理する。また、機構の実施する事業について産業クラスター計画との連携や地方自治体の産業プロジェクト等の支援のため働きかけや調整を行う。さらに、これらの活動等を通じて把握された地域等の課題や事業ニーズを、関係機関と連携・調整のもと、機構事業の改善や新たな展開に的確に反映させる。

#### (5) 期限の定められている業務等

政令によって期限が定められた産業用地分譲業務等

- ・分譲状況や周辺の取引状況等も踏まえ、団地ごとに分譲価格の見直しを行う。
- ・小区画のニーズについて、可能な限り柔軟に対応する。
- ・賃貸制度について、広くPRを行う。
- ・地域の産業集積を図るプロジェクトや、環境、エネルギー、その他公共公益系施設に係る用地需要等について、引き続き、調査・検討を進める。
- ・産業用地ごとの販売方針を見直し、分譲促進を図る。
- ・これらを通じて平成19年度は120haの利活用を図る。

その他の期限が定められている業務等

#### 1) 繊維業務

- ・繊維中小事業者等の自立化への取り組みに対して助成を行うとともに、自立化事業の実効性を高めるために企画立案等に関するアドバイスを実施する。さらに自立化促進のためにビジネスマッチングの場を提供するクリエーション・ビジネス・フォーラムを開催する。また、繊維業界が一丸となって取り組んでいる、日本ファッション・ウィークへの支援をはじめとした、繊維中小企業団体等が実施する展示会・求評会等に対して助成を行うとともに、絹製品の需要開発の促進を図るため、開発試作に対する助成や、試作品や新作絹織物等の展示会開催事業を実施する。
- ・先進的な企業経営や情報化の推進を担う人材の育成を支援する事業及び繊維中小事業者の情報化を支援する事業を実施する。

#### 2) 産業集積活性化業務

- ・特定産業集積の活性化に関する臨時措置法に基づき整備した産業用地及び貸工場について、その業務実績に関する種々のデータを収集分析し、業務の実績評価を行う。

#### 3. 財務内容の改善に関する事項

- ・累積欠損金を承継した勘定については、収支を改善するための取組を着実に実行する。
- ・出資承継勘定については、管理するベンチャー企業株式の上場時における売却益及び投資事業組合からの収益分配金により着実に累積欠損金の減少を図ることにより、財務内容を改善する。
- ・出資承継勘定の出資先(三セク)については、各法人の繰越欠損金の減少を目指し、毎年度の決算、中間決算の報告等を通じて、的確に経営状況の把握を行い、経営健全化計画を提出させる等、事業運営の改善を求める。
- ・施設整備等勘定の出資先(三セク)については、決算事業計画等の報告を通じて、的確に経営状況の把握を行い、事業運営の改善を求めていく。また、全三セクを対象とした連絡会を開催する等により、地域振興に関する情報交換及び収入増大に寄与した事業事例、コスト削減事例紹介等の情報交換を通じて三セク個々の経営改善を図る。
- ・その他出資事業については、出資先の経営状況を適切に把握するとともに、出資者



として、当該事業の政策的意義、地域経済への諸影響に留意しつつ、業務の改善等株主としての権利を活用して適切に対処する。

- ・債務保証業務については、政策的要請に配慮しつつも、収支計画を踏まえ、事業リスクの合理的分散を図るとともに、関係部署と連携して保証後の業況の安定に留意し、新規保証累計に係る実質代位弁済率（回収控除後の率）を3%以下とする業務運営に努める。
- ・既往の債務保証案件については、貸付金融機関と連携しつつ、債務保証先の業況に応じた適切な層別管理を行う。
- ・債務保証業務により発生する求償権の回収については、機構において、回収の難易度等に応じた債権管理を徹するとともに適切な償却処理を実施する。  
回収可能性の残るものについては、回収に係る費用と回収額とのバランスにも留意しつつその回収促進を図る。
- ・土地譲渡割賦債権及び貸付債権について回収額の最大化に向け、個別債務先の財務内容を分析する等により、状況に応じた適切な措置を講じ、計画的に回収を進める。
- ・この他、収支の健全性を確保すべき業務については、この年度計画に定めるところを始め、そのための必要な措置を講じる。

#### 4. 予算、収支計画及び資金計画

- (1) 予算（別紙1）
- (2) 収支計画（別紙2）
- (3) 資金計画（別紙3）

#### 5. 短期借入金の限度額

運営費交付金の受入の遅延、業務運営等に係る資金の暫時立て替え、その他予見し難い事象の発生等により生じた資金不足に対応するための短期借入金の限度額は、864億円とする。

#### 6. 剰余金の使途

各勘定に剰余金が発生したときには、後年度負担に配慮しつつ、各々の勘定の負担に帰属すべき次の使途に充当する。

- ・職員の資質向上のための研修等
- ・広報活動の充実
- ・任期付職員等の新規採用
- ・職場環境の改善、福利厚生の実施
- ・施設の充実、改修
- ・重点業務への充当（ベンチャー支援、新事業展開支援、再生支援等）

- ・ 繊維業務への充当（目的積立金の使途）

## 7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

### (1) 施設及び設備に関する計画

- ・ インキュベーション施設の整備を行う。（3ヶ所 978百万円）  
[注]金額は補助金の見込み額であり、予見しがたい事情により追加的な施設整備、改修等が追加されることがある。

以上